令和５年度 第１回 富士見市入札監視委員会　議事概要

開催日時及び場所	令和５年７月 31 日（月）14 時 00 分　市長公室
出席委員の 氏名及び職業	委員長　吉田　智也　（中央大学　商学部 教授） 委　員　加藤　順一　（尚美学園大学　総合政策学部 教授） 委　員　栗山　美香　（あおい総合法律事務所　弁護士）
事務局等職員の 氏名及び職名	総務部長　古屋　勝敏 総務課長　加治　幸憲　副課長　土屋　邦和　主任　新井　達也、高城　満 鶴瀬駅周辺地区整備事務所　主査　関口　宏幸 営繕課　主査　坂田　尚也　主任技師　西山　潤一 道路治水課　主任技師　末廣　昌也　技師　石井　俊也 水道課　主査　國松　正樹
会議次第	Ⅰ　第１回入札監視委員会 １　開会 ２　議事 ⑴ 報告事項 ①建設工事等に関する入札及び契約状況について ②入札参加停止情報について ⑵ 審議案件 ①建設工事案件に係る審議（一般競争入札）　３件 ②建設工事案件に係る審議（指名競争入札）　２件 ③建設工事案件に係る審議（随意契約）　１件 ⑶ 委員による協議 ⑷ 審議結果講評 ⑸ その他 ３　閉会

議事の経過

主な意見・質問等	内容・説明等
(1)報告事項（事務局から説明） ①建設工事等に関する入札及び契約状況について	事務局：事務局による説明
②入札参加停止情報について	事務局：事務局による説明
(2)審議案件（事務局・担当課から説明） 令和４年度下期執行入札及び随意契約より６件抽出。 案件抽出委員：案件の抽出については、規模が大きいもので、業種や落札業者がばらける様にした。また、落札率においても 90%から 100%の間でバランスをとって抽出した。	
①　建設工事案件に係る審議（一般競争入札）３件 01_鶴瀬駅東口駅前広場整備工事（第３期）	事務局：事務局による説明
委員：入札参加資格において、建設工事の資格審査数値 700 点以上のものは何者あるのか。また、そのうち１件当たり 6,000 万円以上の工事実績があるのは何者か。	事務局：建設工事の資格審査数値 700 点以上のものは 10 者。うち１件当たり 6,000 万円以上の工事実績があるのは９者。
委員：入札額の差が 20 円となっているが、何が違うのか。	事務局：業者の入札額のため正確には把握していない。積算した結果とも考えられるし、積算額に上乗せしている可能性なども考えられる。
委員：設計額と予定額が同額ということは、業者は公開されている設計額から予定価格及び最低制限価格を推測することができるということか。	事務局：そのとおり。ただし、積算の内訳まで公開しているわけではないため、最低制限価格についてはどこまで推測できるかは業者の積算能力による。
この件については妥当ということで審議を終了する。	
02_送水管敷設（R1799 外）工事	事務局：事務局による説明
委員：辞退した業者がいるが、理由は。	事務局：一般競争入札では、入札の前にまず入札参加申請を行う。その後仕様書を確認し積算した結果、市の設計額と積算額が合わなかった場合、辞退となることが想定される。
委員：入札参加期間については何か決まりがあるのか。	事務局：建設業法で定められている。

委員：本件の入札参加資格は市内本店に限定しているが、何者程度あるのか。	事務局：土木工事の登録があり、市内に本店を有する業者で本件の格付けに合致する業者は８者。
委員：落札率が 91.48％と低いが、このくらいの落札率というのは一般的なものか。	事務局：一般的な落札率と言える。当市における落札率の平均値もおおよそこの程度の率となっている。
委員：これよりも低い 80％などの落札率もあり得るのか。	事務局：ダンピング防止等を目的とした最低制限価格の設定があり、資料にあるとおり過去の案件の最低制限価格の率を見ると 80％は最低制限価格を下回り失格となる可能性が高い。
この件については妥当ということで審議を終了する。	
03_市立小・中学校屋内運動場空調設備設置工事　その１（ゼロ債務）	事務局：事務局による説明
委員：本工事は何か所か。	担当課：３校の屋内運動場の３か所。
委員：３か所をまとめて契約に至った理由は。	担当課：各学校の工事を行うことができる時期、施工業者が対応可能な件数等を総合的に考えた。
委員：契約期間が長いが、3 か所の各学校の工事を期間を分けて行うためか。	担当課：そのとおり。
委員：まとめずに別々に発注をした方がより多くの業者が受注できるのでは。	事務局：市内本支店の業者数に限りがある点や、仮に５校を別々の業者を受注された場合、５者の業者を相手に工事の監理調整を行わなければならないという工事所管課の負担を考慮してまとめた形で発注を行った。
委員：本件はこの 2 者以外の応札はなかったということか。また、1 件目と比較して 2 件目の落札率が高い理由はあるのか。	事務局：本件の応札業者はこの 2 者のみ。今回の入札参加条件を満たす業者はこの 2 者以外にも数社いることから、それらの業者の応札もあると見込んで一抜け方式による入札を行ったものだが、結果として本件はこの 2 者のみの応札となった。 1 本目の落札者が抜けた状態で 2 本目の入札に至ったことから、結果的に落札率が高くなってしまったと考えられる。
委員：2 件目の落札率が高い理由について業者に対	事務局：理由の聞き取りまでは行っていない。想定

して聞き取りなどは行っているか。	される理由としては発注時期が年度末で工事の施工が集中する時期であり、また公共工事は技術者を専任などで配置する必要があることから応札金額が高くなってしまうことなどの理由が想定される。
この件については妥当ということで審議を終了する。	
② 建設工事案件に係る審議（指名競争入札）２件	
01_河川整備工事	事務局：事務局による説明
委員：本件入札の指名業者において、格付けＡ、Ｂの市内業者から選定したというが、工事の規模により、格付け等の選定基準を決定するのか。	事務局：そのとおり。
委員：市内本店でこの格付けの業者は今回選定した業者以外にもいるのか。また、いる場合はどのような基準で絞り込んでいるのか。	事務局：選定する業者の数については指名選定基準を定めており、その数に基づいて選定している。 絞り込む基準については発注する工事の種類、工事内容から適正があると考える業者を選定している。
委員：工事概要の中で、比重の高い工種はどのようなものがあるのか。	担当課：コンクリート打設工や、ネットに石を詰めたものを設置する護床工、目地詰め補修工などがある。
委員：それらの工種で概ね全体の何パーセント程度になるのか。	担当課：4 割程度と思われる。
委員：先述の一般競争入札の案件と比べると指名通知から開札までの期間が短いが、これは入札方式の違いによるものか。	事務局：先述の案件との期間の違いは設計額の違いから発生するもの。先ほどまでの案件は設計額が 5,000 万円を超えるものであったため、本件と比べると開札までの期間が長くなる。
この件については妥当ということで審議を終了する。	
02_市立難波田城資料館外壁塗装修繕	事務局：事務局による説明
委員：今回の選定基準は何点以下、といったようになっているが、難易度が高くない工事なのであえて抑えている、という面はあるのか。	担当課：ご質問のとおり。市内業者の育成を目的として、工事規模に合わせて様々な業者に受注してもらいたいと考えており、あえてＡランクの業者を外

	す基準を、設計額を基に設定している。
委員：今回の選定基準である建築工事のＢ，Ｃランクの業者は何者いるのか。	事務局：７者と把握している。
委員：外壁の補修というものは数年に一度、周期的に行っているものか、それとも現地でひび割れを確認したからその補修として行うものか。	担当課：15 年から 20 年前に一度やっており、その後の周期的な修繕として行うもの。
委員：失格の業者がいるが、失格の回数などはペナルティがあったりするのか。	事務局：失格の回数がペナルティにつながるということはない。ただし、あまりに金額が下回っていたり、失格ばかりだったりする場合にはその業者に対して聞き取りを行うなどの対応は行っている。
委員：予定価格を超過した入札がみられるが、そのような応札はあるものなのか。	事務局：時折そのような応札もあるが、回数としてはそれほど多くはない。
委員：民俗資料館のようなな性質の建物などで、特殊な技法が要求される工事の場合は新築工事を行った業者に発注したりすることはあるのか。	事務局：工事内容で改修であっても特殊な建築技法を要するような工事の場合には、新築工事を施工した業者などに随意契約で発注することも考えられる。今回はそこまでの技法を要する工事ではなかったため、入札により執行した。
この件については妥当ということで審議を終了する。	
③　建設工事案件に係る審議（随意契約）１件 01_舗装修繕工事（その９）	担当課：担当課による説明
委員：本件は踏切を挟む前後の道路の工事、ということか。	担当課：そのとおり。踏切を挟む道路を終電後に施工を行うもの。
委員：不陸整正工とは何か。	担当課：表層の下の部分の凸凹を平らにする工事のこと。表層のアスファルトを剥がす際に下の砂利と合わせて取れてしまう部分があるため、そこをきれいにすることで表層の仕上がりをきれいにすることができる。
委員：東武東上線の踏切前後の箇所というのは多いのか。	担当課：市内で７箇所程度ある。
委員：令和３年度にも同じ業者が舗装修繕工事その	担当課：そのとおり。

7という工事を施工しているが、これも同様に踏切前後の工事か。 委員：本件は随意契約だが前年度のものは指名競争入札になっている。なぜ執行方法が異なるのか。 委員：随意契約の場合、設計額は事前公表しているのか。 委員：随意契約の場合、最低制限価格の設定はあるのか。 この件については妥当ということで審議を終了する。 (3)委員による協議 (4)審議結果講評 審議案件について （意見具申については、委員会意見の項目に記載） 委員各位：承認 (5)その他	事務局：東武鉄道指定の鉄道主任技術者を用意することが可能であれば他社でも施工可能であるため、昨年度は入札にて執行したが、結果的に本件と同一の業者が受注した。自社で必要な技術的資格を保有している当該業者に金額面での優位性もあることが前回の入札でも確認できたことから、本件は随意契約にて執行したもの。 事務局：随意契約の場合は設計額の事前公表は行っていない。 事務局：最低制限価格の設定は入札の場合にのみ行うことができる制度であり、随意契約の場合は最低制限価格の設定はない。

委員会意見	◆複数現場をまとめて発注する案件については、現場監理にかかる労力や工事期間の延伸、また多くの業者に受注してもらうことによるメリットが想定される場合には、市民・施設利用者側への影響度などを考慮して発注に際してのまとめ方をよく検討すること。